

(平成24年3月22日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 50 年 3 月まで

市役所で過去の未納分を調べてもらい、特例で納付できることを知り、妻が夫婦の未納分を納付した。妻が納付済みとなっているのに、自分の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号を所持する任意加入被保険者の資格取得日から昭和 50 年 12 月頃に付番されたことが確認できるところ、申立人の妻は、同年 12 月に、同年 4 月から同年 12 月までの保険料を現年度納付するとともに、47 年 5 月から 48 年 3 月までの保険料を特例納付している上、特例納付できない 48 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料を 51 年 1 月に過年度納付していることが被保険者台帳により確認でき、申立人の納付記録も 50 年 4 月から同年 12 月までの保険料については妻と同じ納付状況であることから判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、申立人の保険料についても特例納付及び過年度納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立人の妻は、「未納となっている過去の国民年金保険料を納めることができる」との話を聞いて、市役所で夫婦の未納分を調べてもらい、その後に送付された納付書で何回かに分けて支払った。」と供述している。

さらに、申立期間の保険料を納付していた当時、申立人は申立人の父親が経営する会社に勤務しており、同社で経理を手伝っていた申立人の妻は、「会社の経営も順調であり、保険料納付の件について夫婦で話し合ったところ、何度かに分けて払えば大丈夫であり、支払えない金額ではなかった

ことを覚えている。」と供述していることを踏まえると、申立期間の保険料を納付したと考えるのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年12月から14年3月までの期間、同年6月から15年3月までの期間、同年10月から16年3月までの期間及び同年7月から19年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年12月から14年3月まで  
② 平成14年6月から15年3月まで  
③ 平成15年10月から16年3月まで  
④ 平成16年7月から19年5月まで

申立期間の国民年金保険料について、私は役所の窓口で相談の上、毎期ごとではないが、定期的に納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「保険料は、退職した後にA町役場の窓口で納付したと思う。」と述べているところ、厚生年金保険の資格喪失日（平成13年12月21日）後の同年12月25日に、同年4月の保険料が収納されていたことが確認できるのみで、申立人は納付金額等の具体的な記憶が無く、納付当時の状況が不明である。

また、申立期間①は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、当該期間において記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる上、当該期間の納付記録が誤りであることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②及び③については、申立人は平成14年3月19日にA町からB町に転出していることが確認できるところ、申立人からB町役場

で納付したとして提出された領収書は、平成14年度及び15年度の国民健康保険税の領収書である上、平成14年4月以降、国民年金の収納事務は市町村から国に移管され、B町役場では収納することができなかつたことから、申立人の納付状況等についての記憶が明確ではないほか、行政側の記録にも不自然さはみられない。

- 3 申立期間④については、平成18年8月末から順次保険料納付の時効が経過するところ、オンライン記録によると、同年7月26日から同年11月27日までの間に、社会保険庁（当時）の非常勤職員が3回にわたって保険料の納付勧奨のため申立人宅を戸別訪問したものの、保険料が納付された形跡が無いこと、及び同年11月14日には全額免除の勧奨文が送付された記録が確認できることから判断すると、申立期間④については未納であったと考えるのが自然である。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。